

リニューアルのご案内

▶ コーポレートロゴ

新しいロゴは、当社の創業以来大切にしてきた「お客様に寄り添う姿勢」と、社員の「チームワーク」を表現しています。カラフルな四角は、当社の製品のベースともなっているExcelの「セル」、そして組織を構成する「細胞」を表しています。開発、サポート、サクセス、営業、さらにはセルズホールディングスや社労士事務所FORROUのメンバーまで、セルズグループの社員一人ひとりが繋がり合い、和気あいあいと協力しながらお客様の課題解決に取り組む様子をデザインしました。

創業28期を迎え、新たなロゴとともに、これからもお客様に信頼と安心をお届けできるよう、より一層精進してまいります。

旧ロゴ



新ロゴ



▶ オフィシャルサイト

リニューアルの最大のポイントは、新機能「セルズコンシェルジュ」です。

「セルズコンシェルジュ」では、社労士事務所の皆さまが日々の業務で抱える疑問やお悩みを解決するヒントとなる記事を、カテゴリ別に掲載しています。

製品の活用方法から事務所運営ノウハウまでさまざまな情報を取り揃え、社労士事務所の業務効率向上や事務所運営の強化を支援します。皆様のお役に立つ記事を随時追加してまいりますので、ぜひ「セルズコンシェルジュ」をご活用ください！



オフィシャル
ホームページ



株式会社セルズ

〈小牧本社オフィス〉
〒485-0014
愛知県小牧市安田町190

〈名古屋オフィス〉
〒450-0002
愛知県名古屋市中村区名駅4-26-13 ちとせビル4階

〈東京オフィス〉
〒103-0023
東京都中央区日本橋本町4-5-2 田澤日本橋ビル5階

〈大阪オフィス〉
〒530-0016
大阪府大阪市北区中崎2丁目1-4 鳥野ビル502号室

製品
サポートページ



今後セルズニュースの
送付を希望しない方は
▼こちら



Cells News

2025年
夏号
Vol.19

①『最適給与クラウド』ユーザーインタビュー

②セルズアカデミー5期生募集スタート！

③『台帳』『Cells給与』保守契約料金改定のお知らせ

④よくあるご質問

⑤『台帳』リリース情報・今後の予定

⑥『Cells給与』リリース情報・今後の予定

⑦『FORROU』リリース情報・今後の予定

⑧イベント情報



interview 『最適給与クラウド』

ユーザーインタビュー

もっと お客様対応をスピーディーに “かゆいところに手が届く”提案を

今回は、『最適給与クラウド』をご利用いただいている先生に、導入の背景や使ってみた感想、新機能について、そして社労士の“これから”について、たっぷり語っていただきました。



安達 聡子先生
Satoko Adachi

株式会社 セルズ
河合 萌
Moe Kawai

『最適給与クラウド』開発チーム
嶋岡 浩美
Hiromi Shimaoka

ロウムズコンサルティング様

主な活動内容

顧問業務・助成金業務を中心に
おこなっています。

事務所のご紹介

大切に
していること

所在地	大阪府
開業年月	2018年4月
スタッフ様の人数	6名
顧問先の件数	150件以上

意識低い系をねらう社労士ですが、安心感高めを心がけています。スタッフ一同人生を楽しみながら、安心して業務に取り組めるよう仕組化・自動化・安全化を目指しています。

chapter 01

「時間が足りない」——便利なチャットの裏で、対応業務は加速中

現在、業務で感じているお悩みや課題って、どんなところでしょうか？

安達先生 やっぱり「時間の余裕が作れない」というのが一番ですね。手続きや給与計算に追われるのはもちろんやけど、それ以外にも電話やメールの対応、最近ではチャットのやりとりがすごく増えてきて。チャットって便利やからこそ、いろんな方が気軽に質問を投げられるんですよね。手軽になった分対応が増えてるってような感じですね。

メールや電話だけの時と比べて、対応の量も変わってきていますか？

安達先生 増えてると思いますね。従業員さんが直接チャットで質問してくる、みたいなケースも増えて。社長を介さず、ダイレクトにやりとりする場面が増えてますね。それで社長の手が空くなら、それはそれで「サービスの形」としてアリかなとも思うけど、やっぱり体制も少し見直さないとかなとは思ってます。

chapter 02

「伝えたいことが伝えられない」——メール一斉配信では届かない思い

情報提供や発信の時間もなかなか取れないのでは？

安達先生 助成金のこととか、法律改正のこととか、「この会社さんには、これ伝えてあげたいな」というのは思ってるんですけど、時間がとれない。“新聞”みたいな形で（一斉メールで）送っても、どうしても紋切り型になってしまう。だから、結局は質問来た時に対応するっていう割合の方がまだ多いんですね。「これはこの会社さんやな」と分かってても、わざわざ電話かけてまでできない。時間が取れないから、なかなか発信ができないですね。

chapter 03

『最適給与』で時間を生み出す。提案の質も高まる

安達先生は、元々Excel版の『最適給与』をご利用されていました。クラウド版になり、再導入いただいたきっかけって、どんなところだったんでしょうか？

安達先生 最初に出た時は、正直まだ機能が少なかった印象で、金額的にも見送りかなと思ってたんですけど、機能が増えてきましたよね。一番は年金のシミュレーション（最適給与シミュレーション）のところですかね。役員報酬と賞与の振り分けができるようになって。前は自分でExcelで計算してて、でも「これ合ってるのかな」と不安もあったから、結局年金事務所に何回も電話して確認してたんです。それが、セルズさんが「こうやって使えば大丈夫です」と形で出してくれるなら、もうそれに乗った方が早いし、安心やなって。

顧問先様とのやり取りの現場でも使われているんですか？

安達先生 そうですね。「この給与をこうしたいんだけど」と言われて、すごく難しいことじゃないんですけど、確認するのにそれなりに時間取られるんですよ、『最適給与』がなければ。だからその時に『最適給与』を使うと非常に早く業務が進むってところはあります。あと、クラウドだからリモートで仕事してる時であるとか、外からでも、見ようと思ったら見れますから。そういう面ではすごく便利ですね。（Excel版と比べて）今のほうがすごく見やすいですね。今までやった人の履歴がパッと見れるからすごく分かりやすい。小さい窓で見ると違うから。レイアウトがいいんですね、きっとね。

これには嶋岡（開発担当）もニッコリ。開発意欲が刺激されます！

今回の取材では、リリースされたばかりの最新機能についても安達先生に実際にご覧いただき、ご意見をうかがうことができました。

UPDATE
01

給与逆算×賃金プロット表示機能

安達先生も日頃からご利用いただいているという「給与の手取り逆算」機能と、年齢・性別・企業規模などで給与水準が確認できる「賃金プロット」機能が合体。

手取り額の試算をおこなったタイミングで
世間相場との比較ができるようになりました！



chapter
04

新機能について

安達先生 (給与の世間相場との比較について)そういうこと求められてる会社さんもあるので、提案しやすくなりますね。(水準が)低いってことを分かっていたいただきたい時とかもありますからね。

根拠がありますよというところで資料として利用できる。

安達先生 そうそう。私の肌感だけで「低いです」とは言えないから。最近ほんまに最低賃金の上がり方がすごくて、感覚が追いつかんのですね。東京で新卒25万って、前までは「いい方やな」って思ってたのに、最近見たら「あれ？これ低いのかも」って。その辺の自分の判断がわかんないからこういう指標があると非常に助かりますね。

社労士さんが提案するうえで、背中を押してくれるツールにもなるでしょうか。

安達先生 相手の方の性格にもよりますから、みんな一律じゃなくってこの形が響く方もいれば、ズバッと言うのが響く方もいるし、選択肢が広がるってことですよね。あと社労士さんの性格にもよりますよね。なんか言いにくいな～でもこれを見せたら分かってくれるかも、っていう方もいるだろうし。だから客観的に見れるっていうのはすごくいいですね。

chapter
05

手続きの役割が変わるとき、社労士に求められるもの

チャットの導入で問い合わせが増えているなど、ITツールの参入で社労士さんの働き方にも変化が生じていると先ほど伺いました。今後の社労士業界についてはどのように変化していくとお考えですか。

安達先生 これからマイナンバーでいろんなものが繋がったら、本当に手続きいらなくなるんだなっていう気はしますね。氏名変更とかも今基本的にはいらんじゃないですか。(顧問先から)「こういことで困ってて、それを解決するための何か資料いただけませんか」って言われた時に、インターネットで調べたりもしますけど、それってChatGPTのやっтерことと一緒にすよね。もちろん事業所の情報や個別の情報が分からないようにしないとイケないとか、縛りはあると思うんですが、大概のことはできてしまう。その中でどうするか。あとはじゃあ全事務所がそうなった時に差は何かっていったら「この人好きか嫌いか」、それだけの問題なんかと。あとはケーストラブルがあった時、正しさっていうところの判断が必要になってくるんだろうなっていう感じですね。そのためにはやっぱり法律も常に学んでいく必要があるし。

chapter
06

「人を生かすために、人がやらなくてもいいことを減らす」

安達先生 私がなんで時間作ることこたわるかっていったらやっぱ接客ですね。もうそれこそセルズさんの「かゆいところに手が届く」っていう、良いフレーズですね。そういうものに時間を割きたい。人を生かすために人がやらなくてもいいことをやらないっていう。だから、時間を作るための仕組みやツールはこれからもっと大事になってくると思います。

まとめ

社労士の仕事は、「手続きのプロ」という役割を超えて、「人として信頼される専門家」へと進化し続けています。安達先生のお話からは、日々の業務と向き合う中で生まれる“時間の価値”と、その時間を顧問先のためにどう使うか、という社労士としての信念が伝わってきました。

日々の作業をもっとスムーズに、提案にもっと自信を。皆様が安心して頼れるツールであり続けるよう、セルズはこれからも開発を続けていきます。

さらに進化中！5/29に新機能をリリースしました。

UPDATE
02

育児時短就業給付金を含めた給与逆算に対応

育休から復職し、短時間勤務を選んだ従業員に対し、「どのくらい給付金がもらえるのか」「実際の手取り額は？」といった疑問にすぐ答えられるよう、給付金を含めた手取り額を試算できる機能を搭載しました。

給与逆算と育児時短就業給付金を計算

支払い項目	金額	控除項目	金額
基本給	200,000円	健康保険	9,910円
課税手当1	0円	介護保険	1,500円
課税手当2	0円	厚生年金	16,300円
課税手当3	0円	厚生年金基金	0円
課税手当4	0円	雇用保険	1,100円
課税手当5	0円	社会・労働保険計	38,000円
課税手当6	0円	課税対象額	168,100円
非課税手当	0円	所得税	3,700円
課税計	200,000円	住民税	18,000円
非課税計	0円	その他控除	0円
総支給額	200,000円	控除合計	44,000円
		差引手取額	156,000円
		育児時短就業給付金	28,000円
		実手取額	184,000円

扶養人数: 0人
標準報酬月額: 218,000円
育児時短就業開始時賃金: 300,000円

育児休業前と時短勤務後の賃金をもとに、給付金の金額を算出し、手取り額が試算できます。

2025年4月の法改正で新設された制度にも対応し、複雑化する育児休業への実務対応を、安心して進められるよう支援します。



『最適給与クラウド』導入に関するお問合せはこちらから▶▶
info@cells.co.jp



セルズアカデミー5期生募集スタート!! 未来を変える合格へ。 最強講師と駆け抜ける一年



「受験講座選び」こんなことでお困りではありませんか？



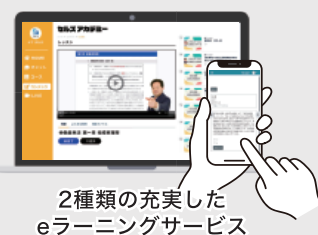
事務所スタッフに、社労士試験に挑戦してもらいたいが、仕事と両立できるか不安。価格も抑えたい。

eラーニングサービスなので外出先や通勤途中でも講義の視聴や過去問演習が可能。さらに、セルズソフトウェアユーザー様限定のお得な割引制度もご用意しています！



社労士試験って難しそう…。初心者でもちゃんとついていけるか不安です。

テキストに加え、難解な条文や制度の理解を助ける補助教材「板書レジュメ」をご用意。熟練講師による分かりやすく丁寧な講義で、安心してご受講いただけます。



2種類の充実した
eラーニングサービス



「板書レジュメ」を
活用した講義の様子

セルズが「社労士受験講座」を開講する理由とは？

私たちセルズグループは、「社労士と企業の顧問契約がスタンダードな社会をつくる」というビジョンのもと、社労士業界全体の質の向上と活性化に取り組んでいます。

その一環として開講した「セルズアカデミー」は、社労士業界の未来を担う人材の育成に貢献したいという想いをかたちにした社労士受験講座です。講師はいずれも現役の社労士事務所代表で、講師歴25年以上の実績を持つベテラン。実務経験に基づいた解説で、「単なる知識の詰め込み」だけにとどまらない深い学びを提供しています。

近年では、こうした講師陣の知見を次世代につなげることも、業界全体の重要なテーマとなっています。セルズアカデミーでは、受講生の育成に加え、業界の未来を担う“教える人材”の育成にも力を入れ、将来の指導者を育てる仕組みづくりにも取り組んでいます。

セルズアカデミー自慢の講師陣をご紹介します！



村中 一英 講師

法律の達人にして、クロワッサン評論家!?
知識と優しさを兼ね備えた名講師

関西学院大学卒。国家公務員を経て、大手資格スクールで社労士・公務員試験対策講座の講師を務める。社労士は25年以上、衛生管理者は10年以上の指導歴。労働・社会保険関連法に精通しており、法改正への対応にも強い。



山田 耕司 講師

万博フル制覇の旅好き社労士。
分かりやすさに定評アリ！

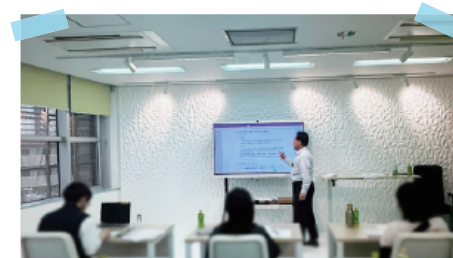
法政大学卒。上場商社での営業職を経て社労士資格を取得。平成11年に独立開業し、資格予備校で講師としても活躍。講師歴25年の実績があり、法律の背景を丁寧に伝える講義と、実務視点を活かした指導に定評がある。

5期生向け講座では「リアル講義」も積極的に開催予定！

セルズアカデミー4期生(2025年合格目標)講座では、6月に東京・大阪・名古屋で「法改正リアル講義」を開催。2025年本試験での出題が予想される法改正をテーマに、多くの受講生にご参加いただきました。

この年は、「雇用保険法」の給付制度創設や給付制限の見直しに加え、「育児・介護休業法」「児童手当法」などの重要改正が続出。当日は山田講師が実務経験を交えながら、重要ポイントを丁寧に解説しました。講義後には、受講生同士で試験の話に花を咲かせたり、講師への質問に連れ立って向かう姿も見られ、和やかなつながりが育まれていました。

こうした反響を受け、5期生(2026年合格目標)講座でも「リアル講義」や解説付きの「合同確認テスト」など、対面企画を継続予定です。オンラインで“自分のペースで学べる”強みを活かしながら、交流の場も引き続き提供していきます。



大阪会場の模様

受講料について

基本料金	+	eラーニング「Revot」	+	eラーニング「シャロタメ」	+	演習講座
テキスト全10教科	+	過去問ブック	+	法改正・白書	+	Zawaroom



全て
込みで **162,800円(税込)**

ですが!

本誌「CellsNews Vol.19」に「セルズアカデミー」に関するお得な情報のチラシを同封しています。受講をお考えの方は是非ご確認ください!

教材情報や受講のお申し込みは「セルズアカデミー」公式サイトから

講座に関する
詳細はこちら /



「Zoomによる個別受講相談(無料)」随時受付中!

セルズアカデミーでは、「Zoom」を使った個別受講相談を受付中です。講座のスケジュールやフォロー体制、料金など、気になる点は何でもお気軽にご相談ください。事務局スタッフがマンツーマンで丁寧にお答えします。

☑ 受講相談お申し込み方法



「Zoomによる個別受講相談」は事前予約制です。QRコード読み取り後、お申し込みフォームから、希望日時をご入力の上、お申し込みください。後日、事務局スタッフよりご連絡差し上げます。

【受付時間】

平日：AM9:00～PM8:00
土曜日：AM9:00～PM1:00
(おひとり様：1時間まで)

＼ 個別相談 /
お申し込みフォーム



2026年1月に『台帳』『Cells給与』の保守契約料金が改定されます



弊社では価格維持に努めてまいりましたが、物価やエネルギー、人件費の高騰により、現行価格でのサービス提供が困難となっております。今後も安定的で高品質なサービスを提供するため、やむを得ず価格改定を実施いたします。平素より弊社製品をご愛顧いただいております皆様には、諸事情をご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

対象製品および改定後の価格

● 現在ご契約中のお客様、契約終了後に再度ご契約されるお客様

対 象		改定前価格	改定後価格
『台帳』 年間保守契約	長期保存サービスあり	114,400円(税込)	128,700円(税込)
	長期保存サービスなし	88,000円(税込)	102,300円(税込)
『Cells給与』年間保守契約 (『顧問先Cells給与』含む)		33,000円(税込)	42,900円(税込)

※ Cellsドライブご利用上限引き上げに伴う『台帳』年間保守契約の追加料金は、改定後価格を基に算出されます。

● 新規でご契約されるお客様

価格改定は保守契約料金のみが対象であり、製品本体代金は現行の価格を維持しております。

改定前価格でご契約いただいた場合でも、1年目の契約終了後に保守契約を継続してご契約いただく際は、保守契約料金は改定後の価格となります。

対 象		改定前価格	改定後価格
『台帳』	新規導入費用	195,800円(税込)	210,100円(税込)
	【内訳】 ・製品本体代金： 107,800円(税込) ・1年目の保守契約料金： 88,000円(税込)	71,500円(税込)	81,400円(税込)
『Cells給与』 『顧問先Cells給与』	新規導入費用	33,000円(税込)	42,900円(税込)
	【内訳】 ・製品本体代金： 38,500円(税込) ・1年目の保守契約料金： 33,000円(税込)		

「お申し込み日」と「ご入金日」の両方が2025年12月25日(木)以前である場合、改定前価格が適用されます(1年目に限る)。



改定後の価格が適用される時期など、詳細はQRコードよりご確認ください▶▶

『台帳』のよくあるご質問

Q

「算定基礎届」や「月額変更届」で作成したデータから、新しい標準報酬月額や標準報酬の等級を個人情報に反映させることはできますか？

A

はい、可能です。
各手続きで作成したデータを活用し、「一括で変更する方法」をご紹介します。

標準報酬の一括変更をおこなうための事前準備

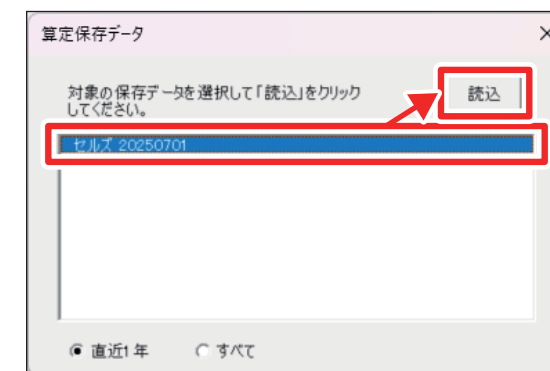
あらかじめ、『台帳』の「算定基礎届」または「月額変更届」にてデータを作成し、保存をおこなってください。

この保存データを用いて、
標準報酬の一括変更をおこないます。



標準報酬の一括変更の手順

- ① 算定基礎届・月額変更届ともに事業所ファイルの「ツール」から一括変更ができます。
事業所ファイルの「ツール」から「標準報酬更新」タブを選択します。対象の手続きを選択し、「読込」をクリックします。
- ② 上記「標準報酬の一括変更をおこなうための事前準備」で保存したデータを選択し、「読込」をクリックします。



- ③ 読み込んだデータを確認してください。

標準報酬を変更しない方がいる場合

「変更」の列に数字の「1」を入力すると、「×」が表示されます。「×」のついた方については、標準報酬の一括変更の対象外となります。

「更新」をクリックすると、変更後の標準報酬が個人情報に一括反映されます。

一括変更完了後、事業所ファイルを閉じる際は「保存して終了」を選択して終了してください。



- ・算定基礎届の標準報酬を更新する際に、7・8・9月の月額変更届該当者がいる場合は、先に月額変更届該当者の標準報酬を変更してから、算定基礎届の新標準報酬の変更をしてください。
- ・7・8・9月変の該当者や、個人情報に社会保険資格喪失日と退社年月日の両方が登録されている算定基礎届の場合は、自動で「×」が表示されます。
- ・従前の標準報酬・改定年月が不正確になるため、標準報酬の更新は2回以上実行しないでください。2回以上実行してしまった場合は、直ちに事業所ファイルを「保存しないで終了」してください。



お困りの際はサポートサイトをご活用ください！
「よくあるご質問」コーナーは毎月更新中です▶▶



賃金月額証明書が不要な場合の電子申請フローを改善しました

育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合には休業開始時賃金月額証明書の省略が可能ですが、電子申請の仕様上「賃金月額証明書」は添付が必須となっています。

しかし、この場合、月額証明書の内容を記入する必要はないため2025年8月リリースにより申請フローを改善し、「受給資格確認票(初回)支給申請書」の登録画面よりそのままe-Govへ申請が可能となりました。

会社情報の電子申請用会社データ内に「入力形式チェック」機能を追加しました

電子申請時の入力内容に起因するエラー発生のお声を受けまして、ユーザー様のご負担を軽減できるよう、「入力形式チェック」機能を新たに追加しました。
すべてのケースに対応できるわけではございませんが、本機能が入力ミスによるエラーを減らし、ユーザー様にとってよりスムーズな申請の一助となれば幸いです。

「入力形式チェック」の詳細はサポートサイトをご確認ください▶▶



ご期待ください！次なるアップデート

『台帳』開発部門は、ユーザー様と直接お会いする機会こそ限られておりますが、『台帳』に寄せられるご意見・ご要望は日々私たちの元に届いております。そのひとつひとつに耳を傾け、感じられているご不便は今後の改善に、ご要望は機能として形にすべく、全力で取り組んでいます。そして次のアップデートでは、電子申請が義務化された「定期健康診断結果報告書」への対応を実装予定です。これからもユーザーの皆様のお声を原動力に、より快適なあなたのためのソフトを目指してまいります。

『台帳』開発チーム一同



知られているようで知られていない 「算定公文書チェック」機能

「算定公文書チェック」機能をご存知ですか？

電子申請で「算定基礎届」の手続きが完了すると公文書が発行され、『台帳』で個人情報の標準報酬月額を更新することになります。この更新作業では、内容に誤りがないよう慎重な確認と正確な操作が求められます。「算定公文書チェック」機能は、こうした手間のかかる確認作業を支援し、標準報酬月額の更新業務におけるミスの防止と作業効率の向上を実現します。



1. 公文書と『台帳』で作成した算定基礎届の保存データを比較

電子申請後に発行された公文書と、電子申請時に『台帳』で作成した保存データを比較し、それぞれの健保等級と厚年等級に相違がないかチェックします。これまで時間がかかっていた確認作業も、**ワンクリックで一気に完了します。**

2. 『台帳』の個人情報に定時決定後の新標準報酬等を反映

公文書チェックをおこなった保存データの内容をもとに、『台帳』の個人情報に定時決定後の新標準報酬等を反映することも可能です。

公文書は仕様が公開されていないため、突発的に仕様変更が生じた場合や従業員数1,000人以上の事業所における公文書については、『台帳』で対応できない可能性があります。予めご了承ください。



「公文書チェック」の詳細はマニュアルをご確認ください▶▶



2025年6月リリース/ 産休・育休対応機能



これまで産休・育休の給与計算に対応した機能がなく、設定変更や細かな確認などでご不便をおかけしていました。今回の新機能では、以下のポイントで、正確かつスムーズな処理をサポートします！



POINT① | 産休・育休データの登録が可能に

対象社員がいつから・いつまで休業するのか、社会保険の免除期間も含めて、すぐに確認できます。



POINT② | チェックひとつで支給額を0円に

個人情報に登録している基本給や固定手当を削除せず、支給額を0円で計算できる機能です。復帰時もチェックを外すだけで元通りの計算に戻せます。



POINT③ | 社会保険免除対象者を計算時に自動チェック

休業開始日終了日に基づき、社会保険免除/控除を自動判定。事前に休業期間を登録しておけば、産休開始または育休復帰がある月でも、安心して計算がおこなえます。

POINT①について

対象者の産休育休開始日と終了日を入力しておけば、社会保険免除期間を一覧で確認できます。取得予定を前もって登録しておくとう安心です！

開き方

個人情報の右下「免除期間」をクリック



産前産後・育児休業 社会保険料免除期間

産前産後・育児休業中(社保免除)にチェックがあるもしくは休業開始日または休業終了予定日のいずれかに値があるデータを休業終了予定日が早い順に表示します。

※免除期間は保険料の対象年月を表示しているため、控除月が翌月の場合は翌月の支払給与が免除になります。

社員No	氏名	標準報酬	健康保険	介護保険	厚生年金	基金	社保 免除	給与 不支給	休業開始日	休業終了予定日	免除期間
000016	志平 小雪	260	0	0	0		○	○	R6.4.1	R7.5.11	R6年4月～R7年4月
000018	西 浩司	360	17,838		32,940		○	○	R7.5.15	R7.5.30	R7年5月(賞与は免除なし)
000024	田口 靖美	300	0		0		○	○	R6.10.21	R7.12.1	R6年10月～R7年11月
000019	之江 結	240	11,892		21,960				R7.5.9	R8.7.31	R7年5月～R8年7月
000017	渡邊 かおり	88	4,360		8,052				R7.10.1	R8.11.10	R7年10月～R8年10月

最初は社会保険料を0円にする機能のみを想定していましたが、

「給与も毎回手入力で0円にしている」

「休業終了時に社会保険料の控除を忘れてしまう」

といったお客様の声を受け

☑ 給与が0円になる機能

☑ 休業開始・終了日を入力することで免除期間がわかる機能

を追加しました。産休・育休中の社会保険免除期間の管理にぜひ活用してください！

Cells給与 開発担当 内田



動画解説あり/



「産休・育休中の計算方法」の詳細は
サポートサイトをご確認ください▶▶

今後のアップデート予定

UPDATE
01

最低賃金

2025年度地域別最低賃金に対応 (9月下旬以降予定)

Cells給与の「最低賃金」機能では以下のことが可能です/

☑ 賃金額が地域別最低賃金を
下回らないか確認

☑ 顧問先へお渡しする
資料の作成

開き方

個人情報の右下「最低賃金」をクリック

最低賃金 終了 設定 時給の再計算 並替 印刷 ファイル出力

最低賃金対象手当と基礎日数/基礎時間のパターン登録は「設定」ボタンから登録可能です。登録後は「時給の再計算」ボタンをクリックしてください。
「最低賃金」欄は都道府県に対応した金額を自動で設定します。また緑の項目は直接入力が可能です。直接入力したセルは黄色で表示されます。
最低賃金を下回る場合は「チェック」欄に×が表示されます。また「過不足」欄は最低賃金との差額が表示されます。

2024年度 ↓

社員No	氏名	生年月日	年齢	勤続年数	部門	部課	給与 区分	最低賃金 対象額	時給 換算	最低 賃金	チェック	過不足
000022	神部 幸子	S36.4.13	64	24年11ヶ月	パート	小牧支店	時間給	1,050	1,050	1,077	×	-27
							間給	1,100	1,100	1,163	×	-63
							月給	205,000	1,197	1,077		12
							月給	215,000	1,227	1,163		64
							月給	215,000	1,256	1,077		17

2025年度の47都道府県別の地域別最低賃金がすべて出そろい次第、アップデートにて2025年度の金額に対応します(例年9月下旬以降)。

早期に決定された都道府県の金額をいち早く確認したい場合は、最低賃金額を手入力で登録してご利用ください。

動画解説あり/



「最低賃金」機能の活用方法はサポートサイトをご確認ください▶▶

UPDATE
02

年末調整

2025年(令和7年分)に対応 (順次アップデート予定)

税制改正により、2025年(令和7年分)年末調整業務に多くの変更点が増えられます。

Cells給与では以下の改正に対応したアップデートを順次予定しています。

主な変更点と対応内容

● 基礎控除額の見直し	最大95万円にて所得に応じて対応
● 給与所得控除の見直し	最低保障額65万円へ対応
● 特定親族特別控除の新設	該当親族の登録・控除額の判定に対応
● 扶養控除申告書や源泉徴収票等の様式変更	様式対応に加え、記載例等も提供予定



改正が多い年末業務もスムーズに！

「103万円の壁」の引き上げなど、今年の変更点が多い年ですが、分かりやすい操作感でのアップデートに加え、マニュアルや動画解説でもしっかりサポートします。



産休・育休の管理は FORROU に任せましょう！

2025年8月リリース

「産前産後休業者、育児休業者(社会保険免除)期間選択」機能

この新機能では、カンタンに社会保険料の免除期間を設定できるようになります。

これまでは給与計算のたびに「この従業員は免除対象か?」「免除は今月で終わるのか?」と確認する必要がありました。しかし、新機能を使えば、**免除の開始日・終了日を事前に設定しておくだけでOK。**

設定した期間中は社会保険料が自動的に控除されなくなります。

そして、免除期間が終わると同時に自動で控除が再開されます。

POINT
01

産休・育休データの登録が可能に

被保険者状況で「産前産後休業者、育児休業者(社会保険免除)」にチェックを入れるだけで、簡単に社保免除期間の設定が可能。

POINT
02

チェックひとつで社会保険料を0円に

産休・育休タスクで延長・変更の操作をした際にも、「産前産後休業者/育児休業者(社保免除)設定」画面がポップアップされるため、給与計算のミスを防ぎやすい仕様になっています。

※画像は開発中のものであり、変更になる可能性があります。

今後のアップデート予定

UP
DATE

サンプルデータ作成 (2025年8月下旬予定)

従業員や給与計算のデータがあらかじめ入力された事業所のサンプルデータが追加できるようになります。

サンプルデータは、以下のような場面でご利用いただけます。

サンプルデータ活用場面

- ✓『FORROU』の操作やデータ登録の際の参考資料として
- ✓『FORROU』導入前の機能確認に
- ✓お客様へのご提案に
- ✓自社での検証や従業員トレーニングに



※サンプルデータは従量課金の対象に含まれます。

※画像は開発中のものであり、変更になる可能性があります。



先生の「困った」にもっと寄り添えるように。

イベント情報

セルズの相談会

名古屋オフィスでの対面相談会には、沖縄からお越しいただいた先生もいらっしゃいました。普段は電話やメールでしかやり取りできなかった方と、直接お話できる機会は、私たちにとっても貴重な時間です。

セルズの相談会は、単なる製品説明の場ではありません。まずは現在の運用や課題をお聞かせいただき、そのうえで「この方法なら解決できそうです」と、まるで**事務所の一員になったつもりでご提案しています。**

開業間もない方からの電子申請準備のご相談や、顧問先への制度案内で悩まれる方には、併設事務所での運用事例をご紹介しますことも。お気軽にご参加ください。

※まだ導入されていないソフトに関するご相談が対象です。

お好みのご相談スタイルをお選びください



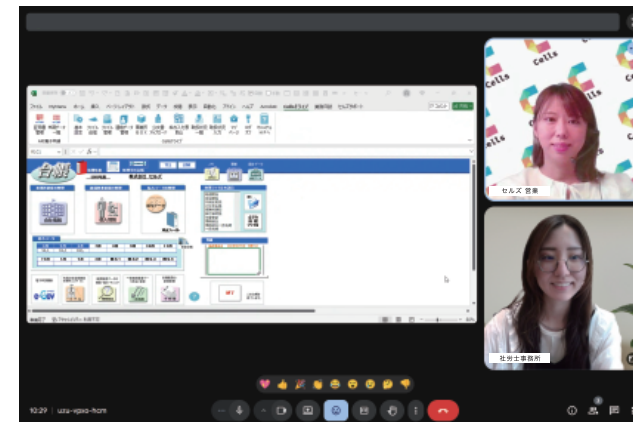
遠隔デモンストレーション

オンライン

気軽に

話を聞いてみたい方におすすめ！

ご自宅や事務所から気軽にご参加いただけるオンラインデモをご用意しています。スタッフの操作画面を見ながら業務の流れに沿ってご案内するため、実際の使用感がイメージしやすいと好評です。



お申込みはこちら▶▶

※ お申込みフォームのお問い合わせ種別より「体験デモを申し込みたい」をご選択ください。



個別導入相談会

対面

じっくり相談しながら

導入を進めたい方におすすめ！

名古屋・東京・大阪の各オフィスにて、毎月1回、個別の導入相談会を開催しております。お客様の業務状況やお悩みに寄り添いながら、最適な活用方法をご提案いたします。実際の帳票サンプルを手にとってご覧いただけるほか、操作画面を使った体験も可能です。



近日の開催予定

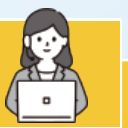
8月22日(金)	大阪オフィス
9月19日(金)	名古屋オフィス
10月24日(金)	大阪オフィス

オフィシャルサイト▶▶

※ 詳細・お申し込みは、オフィシャルサイトの「セミナー・イベント情報」欄をご確認ください。



FORROU は毎週**木曜日**に
オンライン説明会を開催しております



FORROUの導入前・エントリーユーザー様を対象にオンライン説明会を開催しています /



製品概要から初期設定、顧問先との連携方法まで、操作画面を見ながらまるっと解説いたします。説明会中にお手元の画面を操作しながら進められ、「何から登録すればいいの?」「どんな仕様の?」が体感できるため、すぐに業務に活用できると好評です。

詳細はこちら /

